

延岡市森林環境譲与税活用ビジョン

計画期間 自 令和2年度
至 令和5年度

令和3年2月

延岡市

目 次

| | | |
|----|----------------------------|----|
| 第1 | 延岡市森林環境譲与税活用ビジョンの策定にあたって | |
| 1 | ビジョン策定の趣旨 | 2 |
| 2 | 森林環境譲与税のしくみ | 2 |
| 3 | 森林環境譲与税の使途 | 2 |
| 第2 | 森林・林業の現状と課題 | |
| 1 | 森林整備・素材生産（川上） | 3 |
| | （1）森林資源の現況 | 3 |
| | （2）森林整備・素材生産の現状 | 4 |
| | （3）林道・作業道の現状 | 4 |
| 2 | 木材の加工・流通（川中） | 5 |
| 3 | 木材の消費拡大（川下） | 5 |
| 4 | 担い手の育成・確保 | 6 |
| 5 | 普及啓発 | 6 |
| 第3 | 森林・林業活性化に向けた取組方針 | 7 |
| 1 | 森林整備・素材生産（川上） | 7 |
| | （1）森林の公益的機能の発揮 | 7 |
| | （2）林地台帳の整備及び森林経営管理制度 | 7 |
| | （3）再造林対策 | 8 |
| | （4）間伐の推進 | 8 |
| | （5）素材生産安定化の対策 | 8 |
| | （6）小規模林業の育成 | 8 |
| | （7）林道・作業道の整備 | 9 |
| 2 | 木材の加工・流通（川中） | 9 |
| 3 | 木材の消費拡大（川下） | 9 |
| 4 | 担い手の育成・確保 | 10 |
| 5 | 普及啓発 | 10 |

第1 延岡市森林環境譲与税活用ビジョンの策定にあたって

1 ビジョン策定の趣旨

本市の森林資源の多くが利用可能となる中、本市周辺に整備された製材工場や木質バイオマス発電施設の高い需要を背景に、木材価格は安定し木材の生産活動が活発となっている。一方で、主伐後の再造林を進め森林資源を育成し、次の世代に林業を継続しなければならない。

このような中、森林環境譲与税（以下、「譲与税」という。）が創設されたことから、その目的に沿った森林の整備、森林の整備を担うべき人材の育成・確保、木材の利用促進、森林の有する公益的機能に関する普及啓発の事業を創出し、計画的かつ効果的な事業の展開を図るため、令和5年度までの取組方針を延岡市森林環境譲与税活用ビジョンとして作成する。

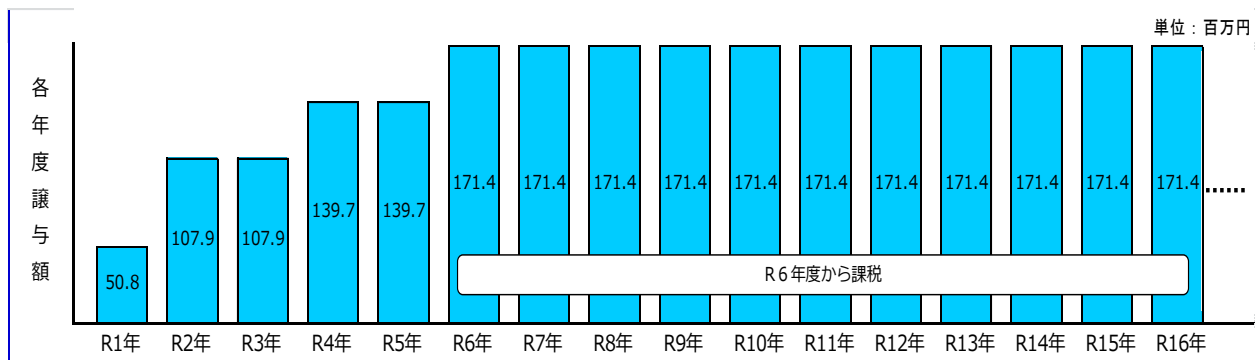
2 森林環境譲与税のしくみ

パリ協定の枠組みの下に、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図る観点から、森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林整備やその施策に関する財源に充てることを目的に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下、「法」という。）が平成31年4月に施行され、同年、法に規定する譲与基準に基づき譲与税が譲与されることとなった。

譲与税は、地方固有の財源であり、森林の有する公益的機能の維持増進に資する一定の目的の範囲内で地方自治体の創意工夫により、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能な財源となっているが、一方で、その活用実績の公表が義務づけられており、国民への説明責任を十分に果たしていく必要がある。

本市には、令和元年度5,080万5千円が譲与され、令和2年度1億790万円、令和6年度以降は最高額となる1億7,140万円が譲与されると見込んでいる。

延岡市に譲与される森林環境譲与税の試算



3 森林環境譲与税の使途

譲与税の使途については、法第34条で次の各号のとおり明示されている。

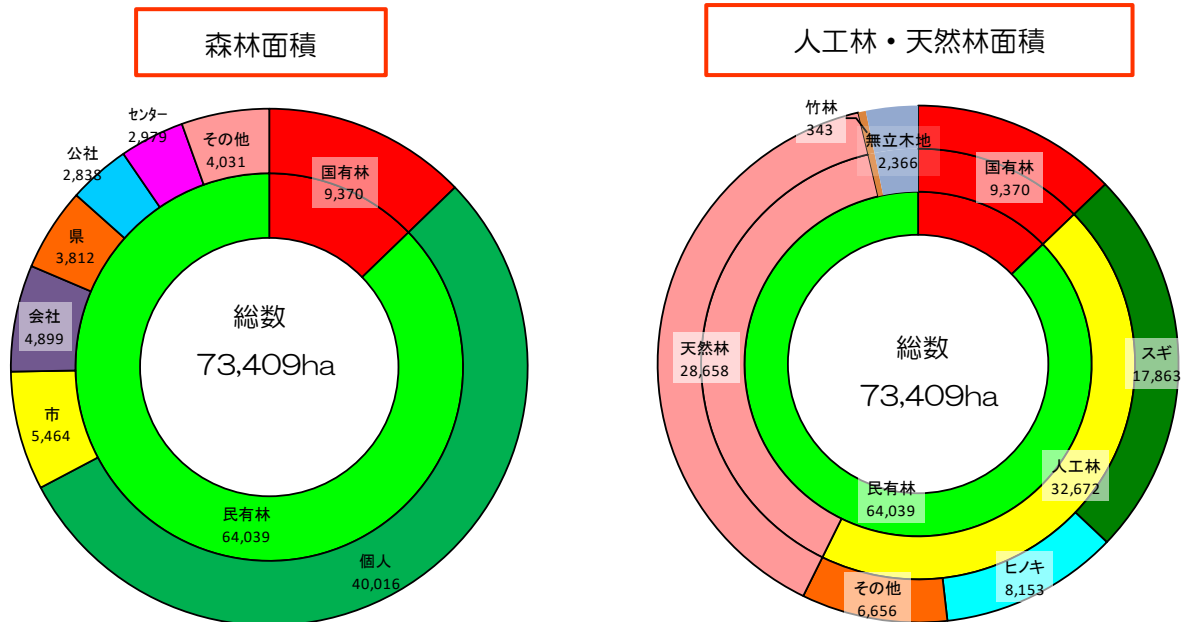
- (1) 森林の整備に関する施策
- (2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保に関する施策
- (3) 森林の有する公益的機能の普及啓発に関する施策
- (4) 木材の利用（公共建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項に規定する木材の利用をいう。）の促進に関する施策
- (5) その他の森林の整備の促進に関する施策

第2 森林・林業の現状と課題

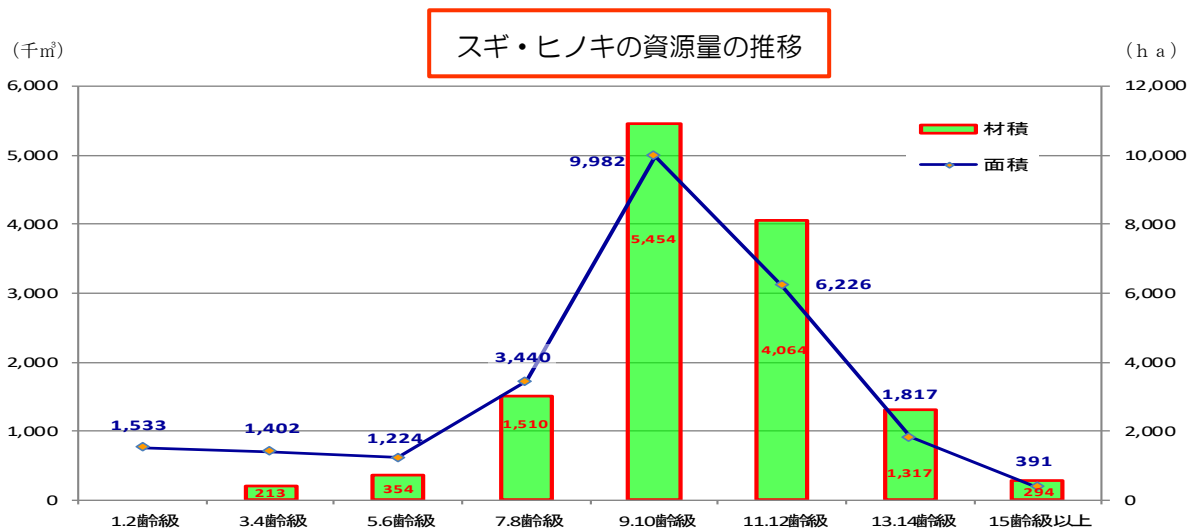
1 森林整備・素材生産（川上）

(1) 森林資源の現況

本市の森林面積は、73,409ha で市総面積の84.6%にあたり森林資源に恵まれている。森林面積のうち12.8%の9,370haが国有林、87.2%の64,039haが民有林で占められている。民有林のうち人工林は51.0%の32,672haとなっており、そのうち標準伐期齢以上のスギ・ヒノキの森林は78.0%の20,287haに達し、大部分が木材利用可能な森林となっている。



(出典：五ヶ瀬川地域森林整備計画)



(出典：五ヶ瀬川地域森林整備計画)

一部の人工林では、適切な間伐が行われなかったことによる樹冠の閉塞した森林や、伐採後の再造林が適切に行われていない森林が散見される。また、相続登記が行われず、管理者不明となった森林や、境界が不明確な森林が存在し、施業の妨げとなっているため、市が管理する林地台帳の精度を高め森林の状況を的確に把握する必要がある。

(2) 森林整備・素材生産の現状

素材生産を取り巻く諸情勢は、周辺自治体に国内最大級の製材工場や木質バイオマス発電施設が整備されたことにより、木材需要が増加し木材価格は1 m³あたり10,000円台と安定はしているものの低水準で推移している。今後も、製材工場等の増設や整備が計画されていることから、木材需要は益々伸びることが予想されるが、輸出入材の動向に影響されることもあり、価格の上昇は期待できない状況にある。

このような中で、森林の伐採面積は増加しており、平成28年度から平成30年度までの3年間の平均伐採届面積は(主伐のみ)は345.57haであり、これに対し再造林の平均面積は225.91haとなっており、再造林率は65.31%となっている。

再造林率の推移

| 年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H28～H30 平均 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|---------------|
| 伐採届出(主伐のみ)件数 | 191件 | 324件 | 273件 | 327件 | 291件 | 297件 |
| 伐採届出(主伐のみ)面積 | 205.19ha | 432.19ha | 305.10ha | 321.55ha | 410.08ha | 345.57ha |
| 造林面積 | 158.94ha | 245.00ha | 245.22ha | 170.83ha | 261.68ha | 225.91ha |
| 再造林率 | 77.46% | 56.69% | 80.37% | 53.13% | 63.83% | 65.31% |

(伐採届、森林整備事業実績の集計による)

本市では、平成27年度から、森林の公益的機能を維持する観点から、再造林対策として、国・県の造林事業に市が上乗せ助成し、再造林の下支えを行っている。しかし、造林や下刈り、間伐などに携わる担い手の確保が困難な状況となっていることから、人材の育成確保は優先すべき課題となっている。さらに、伐採から造林までを一貫して行う作業システムの研究や、コンテナ苗の導入により造林作業の軽減と平準化を進める必要がある。

素材生産については、高性能林業機械等の活用による生産性の向上が図られている一方で、比較的施業の容易な林地が減少し、伐採地が奥地化していくことが予想され、生産技術等の向上が必要とされている。

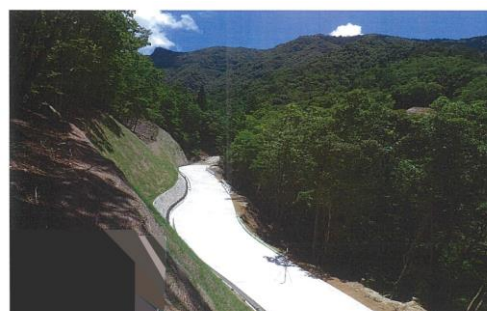
このほか、持続的な森林経営を行うため、森林経営計画に基づく適切な森林施業の実施と、適正な管理を行うことのできない森林については、森林経営管理制度を活用した取組が必要である。

間伐については、路網環境の良否により整備できる森林とそうでない森林とに区分されることから、森林の樹冠の閉塞状況や路網の整備状況などを把握した上で整備を行う必要がある。特に、公益的機能の高い森林については、必要に応じて路網の整備を行うとともに、森林所有者の意向を踏まえた上で長伐期施業への移行や、路網の整備が困難であり手入れの行き届いていない森林については、針広混交林への誘導等を検討する必要がある。

(3) 林道・作業道の現状

林道や作業道等の路網は、林業の経営管理に必要な造林・保育や木材搬出などの素材生産等の施業を効率的に行うためのネットワークであり重要な生産基盤である。一方で、集落間をつなぐ生活道としての役割をもつ路線があるなど市民生活に密接に関係している。

本市の林道は、143路線484kmが整備され、森林基幹道から森林管理道まで様々な規格の路線を有している。林道施設の橋梁やトンネルについて



整備された林道

は、施設の長寿命化を図るため保守点検を実施し、点検結果を踏まえて今後の補修工事を計画的に実施しなければならない。

また、通常の維持管理については、草刈や土砂撤去、補修等の工事や受益者となる市民の労力を提供する協働共汗事業により補修等を実施している。また、近年の異常気象による豪雨災害は頻発化、激甚化していることから、災害発生後の長期間の通行止めを余儀なくされており、日常の維持管理に加えて、災害の原因となる危険箇所の点検・把握が必要とされている。

作業道については、総延長 1,250 km が森林所有者や森林組合により整備されている。一方で、林業の経営管理には重要な施設であることから、作業道の新設とともに既設作業道の維持管理が必要となっている。

作業道の維持管理は、原則として受益者となる森林所有者が行うことになるが、森林の適正な管理や災害防止等の観点から作業道毎の公益性を判別したうえで維持管理の支援も検討しなければならない。

2 木材の加工・流通（川中）

市内の製材・加工の状況は、ヒノキを専門にラミナ部材や集成材を生産する製材所や、スギを建築材や建設用資材等に加工する小規模の製材所が複数あり、個々の経営戦略により市場や企業に製品を出荷している。

しかし、市内のスギの製材量は、素材生産量に対して大きく下回っており、延岡産材の多くは付加価値を加えない丸太の状態での流通し、山林所有者に還元できる利益が少ない状況にある。このため、経営意欲が低下し森林整備の遅れた森林増加の一因となっていることから、延岡産材の特徴を活かした戦略を講じ、木材製品の価値を高めることが必要となっている。

3 木材の消費拡大（川下）

市内の平成 30 年度の木造住宅の着工戸数は 490 戸で、過去 5 年間の平均値は上回っているものの、市内人口は減少傾向にあることから着工戸数の増加は見込めない状況にある。このため、住宅以外の用途開発や延岡産材の利用を積極的に進める取組みが必要となる。

住宅着工戸数（木造）

| | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延岡市 | 471 戸 | 477 戸 | 443 戸 | 396 戸 | 490 戸 |

（出典：新設住宅着工統計）

公共施設では、かわまち交流館、小・中学校等に木材が使用されているが、引き続き、内藤記念館、野口遵記念館などで積極的に木材を利用するとともに、市民が木にふれあえる機会を創出し、木材の需要の拡大を図らなければならない。

また、首都圏での延岡産材の活用を図るため、令和元年 1 月に東京都港区と「間伐材を始めとした国産材の利用促進に関する協定」を締結した。今後は、首都圏における具体的なアプローチの方法を検討しなければならない。



東京都港区との
「間伐を始めとした国産材の利用促進に関する協定」

4 担い手の育成・確保

本市の林業経営規模が5ha未満の森林所有者が8,041人と全体の81.6%を占め、都市型特有の零細経営が多い。林業経営体数は、406経営体（2015年農林業センサス）であり、10年前と比較して440経営体（△52%）が減少し担い手不足は深刻さを増している。

一方で、全国の産業別労働災害発生率が他産業に比べ非常に高い割合で推移していることを踏まえ、林業就業者の就労環境の改善、労働安全の確保等が必要であり、本市も積極的な支援に取り組まなければならない。

本市の素材林業事業体は、中・小の事業者が多いことや、新たな事業者が参入していることから経営基盤の整備などを支援し、森林経営を担う優良な経営体を育成する必要がある。

また、森林所有者の多くが経営困難な状況にある中で、集落内の林業経験者が中心となって地域密着型の林業経営を行う取組や、長伐期中間伐施業を主体とする自伐型林業を研究している林業者などが森林整備を実践しており、新たな担い手として期待されている。

平成31年4月に開講したみやざき林業大学校は、林業で働く就業者へ知識の習得や技術・技能研修を通して林業担い手の確保に努めていることから、本市も連携して研修の支援に取り組む必要がある。

組織形態別経営体数の状況

単位：経営体

| 年度 | 合計 | 法人化している | | | | | | | | 法人化していない |
|------|-----|---------|----|------|------|------|------|----------|--------|----------|
| | | 計 | 会社 | | | 各種団体 | | | その他の法人 | |
| | | | 小計 | 株式会社 | 有限会社 | 小計 | 森林組合 | その他の各種団体 | | |
| 2005 | 846 | 30 | 4 | 2 | 2 | 22 | 16 | 6 | 4 | 816 |
| 2010 | 602 | 28 | 5 | 5 | | 21 | 19 | 2 | 2 | 574 |
| 2015 | 406 | 27 | 5 | 5 | | 21 | 1 | 20 | 1 | 370 |

（出典：農林業センサス）

5 普及啓発

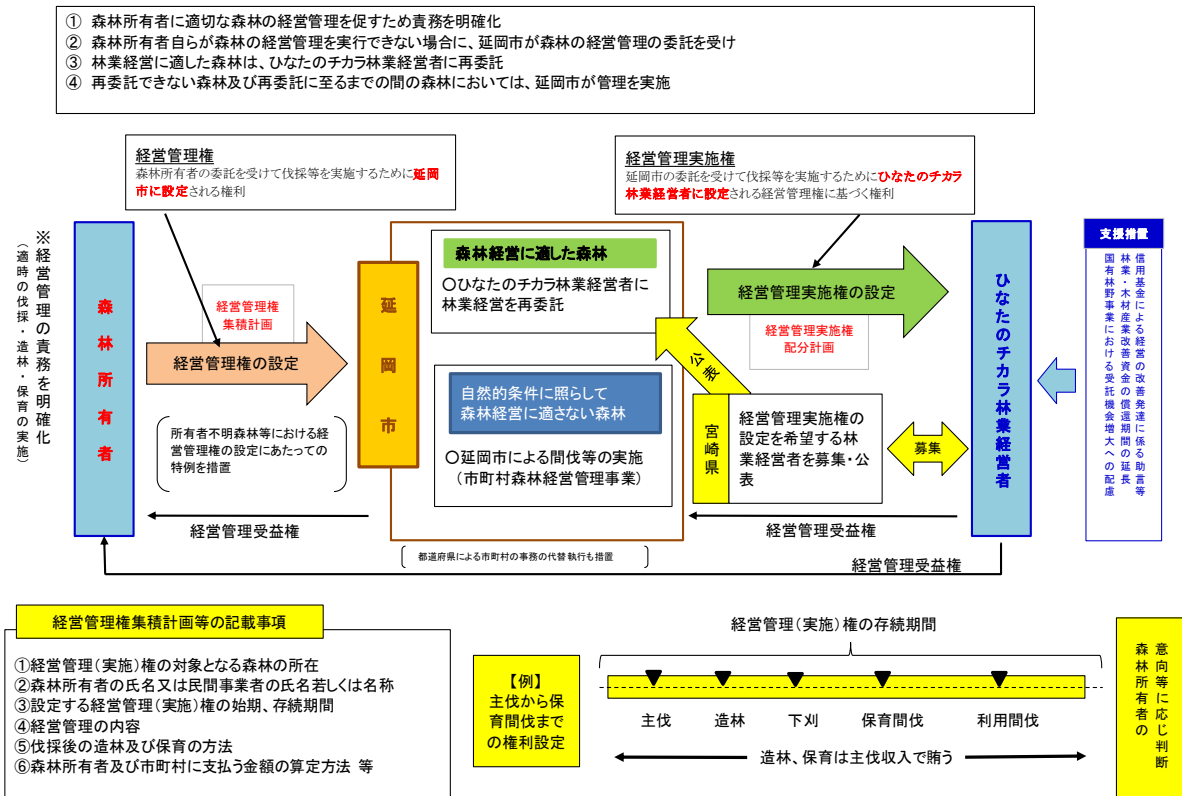
国民の森林への関心が高まる中、市内においてはボランティアが参加する植樹活動や、みどりの少年団の学習の場として森林が利用されている。特に、毎年3月中旬に開催される延岡アースデーや企業による森林づくり活動も積極的に行われており、多くの市民が参加し地球環境の保全等を目的として植樹活動などが実施されている。

今後は、既存事業の継続に加えて、都市部の住民が来延し森林や木にふれあえる機会の創出や、児童・生徒を対象に森林・林業への関心を高めるイベントなどを通して、森林の公益的機能への理解を深めていく必要がある。

第3 森林・林業活性化に向けた取組方針

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律と同時に施行された森林経営管理法においては、適切な森林管理を促すため、森林所有者が自らの森林を適切に経営管理することや、森林所有者自らが森林の経営管理を実行することが困難な場合には、市が森林の経営管理の委託を受ける制度が創設されたところである。

森林経営管理法に基づく森林経営管理制度(新たな森林管理システム)の概要



譲与税は、この制度の円滑な運用を図る財源に充てるほか、森林整備、担い手の育成・確保、木材の利用促進、森林機能の普及啓発に係る目的に使用し、効果的な事業の展開を図ることとする。

なお、国際連合の定める持続可能な開発目標 (SDGs) においても、目標 15「陸の豊かさを守ろう」で、森林の持つ公益的機能の役割が示されている。本ビジョンにおいても、SDGs に示されている目標を踏まえ、適切な森林経営管理を進めていくこととする。

1 森林整備・素材生産 (川上)

公益的機能を維持増進する森林づくりをすすめるため、森林調査 (所有者や境界の確認) を行うとともに、森林整備の遅れている森林や既存の事業等で管理のできない森林については、必要な施策を講じるものとする。

(1) 森林の公益的機能の発揮

伐って、使って、すぐ植える資源循環型林業や適切な間伐を促すとともに、経済林としての機能を発揮できない森林については、針広混交林への誘導を図り、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などの公益的機能が発揮できる森林を育成する。

(2) 林地台帳の整備及び森林経営管理制度

市が管理する林地台帳は、適正な森林整備に必要な情報提供に用いるほか、伐採届出等の事務の円滑化や森林経営管理制度の実施にあたり基礎的情報となる。一方、地籍調査が完了

していない山林については、森林所有者の探索に支障があることから、リモートセンシング技術を活用した森林境界明確化事業を計画的に取り組み、地番候補図の作成を行い、林地台帳に反映させる。

地籍調査及び森林境界明確化事業による調査面積

| 区 域 | 地籍済面積 | 境界明確化済面積 | 進捗率 | うち林地 378.31k m ² 60.15% |
|-----|-------------------------|------------------------|--------|--|
| 延 岡 | 64.56 k m ² | 6.04 k m ² | 26.64% | |
| 北 方 | 65.96 k m ² | 5.81 k m ² | 46.65% | |
| 北 浦 | 99.18 k m ² | | 95.78% | |
| 北 川 | 171.77 k m ² | | 70.61% | |
| 計 | 401.47 k m ² | 11.85 k m ² | 54.26% | |

森林経営管理制度の実施にあたっては、延岡市森林経営管理制度推進方針を策定し、方針に基づいて対象森林を選定し、意向調査を実施する。森林所有者が管理できない森林のうち、経営に適した森林については、ひなたのチカラ林業経営者に経営管理実施権を設定し、森林の適正管理を促す。また、経営管理実施権の設定が困難な森林については、市が経営管理を行うことになるため、公益的機能の維持・増進が必要とされる森林を整備し、延岡市森林整備計画により公益的機能森林に位置づける。

(3) 再造林対策

今後も主伐面積は一段と増加することが予想されるため、引き続き、森林経営計画等に基づき計画的な伐採と再造林の支援に取り組む。

また、伐採と造林の一貫作業システムや、エリートツリーの導入、ドローンを利用したコンテナ苗運搬等の最新技術について、市有林や市行分収造林地での実証試験を行い、私有林への普及を図る。

(4) 間伐の推進

スギ・ヒノキの人工林については、管理不足の森林が散見されるため、延岡市森林整備計画で定めた基準により間伐を実施する。このため、各地域の実情に精通した推進員を設置し森林パトロールを実施することで、間伐すべき森林情報を把握し間伐につなげる。なお、自ら適正な森林経営が行えない森林については、森林経営管理権の設定を促し整備を実施することとし、例えば、路網の整備等が困難であり採算の取れない森林などについては、森林所有者の同意を得て針広混交林に誘導するなど、森林の条件にあった施業を行う。

(5) 素材生産安定化の対策

素材生産の効率化を図るため、大規模な素材生産事業者が高性能林業機械等の整備を行う場合は、国・県の事業を中心に導入を支援することとし、中・小の素材生産事業者については、市独自の支援事業の活用を進めるなど、主伐から間伐に対応できる意欲と能力のある林業経営者を育成する。また、架線技術者を始めとした林業技術者の育成は、素材生産のためには不可欠な技術であることから、県事業と連携しながら技術者の養成を図る。

(6) 小規模林業の育成

本市の森林所有者は零細な経営状況にあり、森林所有者から委託され森林を管理する場合も森林の集積が困難な場合が多く林業経営は厳しい状況にある。このため、地域の事情を熟知する林業経験者の技術を磨き小規模林家を育成し、地域密着型の林業として集落林業を推進する。また、自伐型林業を研究している林業者が本格的に林業に参入すれば、長伐期多間伐施業が進み、多様な森林が造成できることから、コミュニティ林業推進事業により研修の取組みを支援し林業就業へ誘導する。

(7) 林道・作業道の整備

林道の整備については、地域再生計画に則した路線を計画的に整備していくこととする。また、林業専用道の開設も引き続き実施することで、経済林として適正な森林管理を進め、森林のもつ公益的機能を保全する。

また、災害発生時の長期間の通行止めを解消するため、林道パトロールを行い、異常箇所や災害の把握を早期に行い、早い段階で改良や復旧に努める。さらに、路面洗掘等が災害の原因や通行の支障となっている路線については、路盤工や排水施設を整備することにより、災害発生のリスク解消に努める。

作業道の開設については、一定の幅員や間伐などの森林整備を計画する場合は、国・県事業の制度活用に誘導する。一方で作業道の開設が制度に合致しない場合は、森林機能発揮の条件や担い手確保につながる先進的な取り組みであるなど公益性を考慮し、新たな事業を検討する。

維持管理については、受益者となる森林所有者の管理を原則とするが、公益性・公共性の高い作業道については、森林の利用区域面積や作業道の幅員3m以上等のルールを定め路線を選定したうえで、路面洗掘防止や路側決壊箇所等の改良・補修を支援し、適正な森林管理を促すこととする。

2 木材の生産・流通（川中）

市内で生産される木材のほとんどが原木で出荷されていることから、延岡企業の技術やアイデアを活かした木製品の試作・研究、販売戦略等を支援し、延岡産材の商品を開発することで木材の利用促進につなげるとともに、川上への利益還元等を促し、持続可能な森林経営を推進することとする。

また、林業成長産業化地域指定を受けたことによる事業採択の優位性を活かし、製材・加工機械等の整備を積極的に支援し生産の効率化・高度化を図る。また、消費者となる川下へ延岡産材を確実に届けるため、森林所有者、素材生産事業者、木材市場、製材工場でのサプライチェーンの構築に向け検討する。

このほか、合法木材であることを担保し、木材の流通や加工のプロセスを明らかにするため、F S C、S G E C等森林認証制度の導入について研究する。

3 木材の消費拡大（川下）

新たな木材の需要拡大を図るため、公共施設等での延岡産材の積極的な利用や用途の開発を進めるとともに、市内や首都圏での延岡産材の供給体制を構築するものとする。

公共的施設への延岡産材等の利用を積極的に進めるため、木工事に係る費用の一部に充当する目的として譲与税を基金に積み立てる。

また、野口遵記念館、内藤記念館等の公共施設には積極的に延岡産材を使用し、譲与税の木材利用としての用途を明確にするとともに、公共性の高い民間施設への延岡産材の利用を促すことで市民が木材への愛着と関心を高める機会を創出する。

更に、譲与税の用途として森林の少ない大都市が木材利用を積極的に進めることが予測されることから、延岡産材の利用について首都圏の自治体や消費者等に対してPR活動を行うとともに、市内企業とのマッチングの機会を設けることとする。また、連携型みらい林業創出モデル事業、いわゆる林業の6次化を進めることで、市内企業の技術力を研鑽し新商品開発を進める。

4 担い手の育成・確保

林業従事者の高齢化の進行、後継者不在の状況や他産業との競争により、林業担い手の確保は厳しい状況にあることから、森林整備を担う林業者や林業事業体の支援を行うこととする。

平成31年4月に開講したみやざき林業大学校では、知識の習得や技術・技能の研修が実践され、即戦力としての担い手確保が期待されている。本市においても、みやざき林業大学校と連携した研修支援対策に取り組むとともに、親元等で働く新規就業者への就業補助金の支給、林業に関する各種資格取得等の費用負担の軽減、就労環境等の向上に資する支援などを通じて担い手の育成・確保を図ることとする。

5 普及啓発

森林や木にふれあえる機会の創出や、児童・生徒を対象に森林・林業への関心を高めるとともに、森林の公益的機能への理解を深めていくこととする。

市民や自治会、みどりの少年団が参加する森林づくり活動を推進することで、森林教育の機会や健康づくりの場としての活用を図る。また、譲与税の創設を契機に国民の森林への関心が高まることから、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを核とした人的交流や森林浴等ができるレクリエーション機能の強化を図るとともに、木材とのふれあいを通して、森林・林業の公益的機能への理解を深める機会を創出することとする。

用語の解説

【パリ協定】

2020年以降の気候変動問題に関する、国際的な枠組み。2015年パリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締結国際会議」で合意された。

【樹冠】

樹木の枝と葉の集まりをいい、上層の部分を陽樹冠、下層の部分を陰樹冠という。

【ラミナ材】

集成材の一つの層を構成する木材のこと。一枚のひき板とひき板を縦接ぎ、幅接ぎして一定の長さで幅に集成したひき板。

【集成材】

ラミナ材を繊維方向に互いに平行にして、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。

【リモートセンシング】

航空機など地上より離れたところから、陸上などの情報を得る技術。航空機などが搭載したセンサーにより地形や樹種などを取得する技術もその一つです。

【ひなたの子カラ林業経営者】

宮崎県が登録した林業経営者で、自己又は他人の森林において、造林、保育、素材生産等の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有する民間事業者。

【エリートツリー】

最も成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合せ、その中から更に選ばれた苗木（第2世代以降の精英樹）。初期成長の早さが特徴で、材質や通直性に優れている。

【サプライチェーン】

製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ。

【F S C森林認証】

適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証」と森林管理の認証を受けた森林から木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証」の認証制度で、国際的な制度。

【S G E C森林認証】

適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林及び経営組織などを認証する日本独自の認証制度。

森林から生産された木材・木材製品にラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて生物多様性の保全や持続可能な森林経営を支援する取組。

